

会員 各位

社団法人 日本冷蔵倉庫協会
東日本大震災対策本部
業務委員長 西願 廣行

東日本大震災の影響による業務に関する注意事項

今回の東北地方太平洋沖地震およびそれに伴う巨大津波により、大変広範囲の地域の冷蔵倉庫に大きな被害が出ております。電気、水などのライフラインは徐々に復旧はじめておりますが、未だに被害の程度が把握できない事業所も多数ございます。

こうした状況の中、荷主企業始め多くの企業の決算期である 3 月末が近づいてきており、在庫証明や保管料の取扱い等についての問い合わせがいくつか寄せられております。

そこで、こうした事態に対応する決まったマニュアルはございませんが、標準的な対応につきまして業務委員会よりご連絡申し上げますのでご参考にしていただければと存じます。

1. 在庫証明について

地震、津波による受寄物に対する損害について、**冷蔵倉庫は「免責」**です。
対応についてはいくつかのケースに分けることが出来ると思います。

(1) 冷蔵倉庫・事務所が全半壊し、倉庫営業が出来ない状況（保管商品、管理システム、帳票、書類がない場合）

① その荷主の商品を保管していたことが明確な場合

この場合は現実として在庫証明を出すことができない事業所の状況について荷主に説明していただくことになると思います。また、それを文書として用意するとすれば、「貴社商品をお預かりしておりましたが、東日本大震災の為当社冷蔵倉庫・事務所が全半壊した為、その内容（商品名、数量等）を証明することができませんので在庫証明を発行することはできません。」といった内容になると思います。倉庫業法上の手続きについては別途ご連絡しますが、倉庫が受けた被害状況の報告については**倉庫業法により「事故届け」を所管の運輸局に届け出る必要があります。その届出の控え（受理印付き）をもって被災したことを証明する書類として利用できるもの**と思います。

② その荷主の商品を保管していたかどうか不明な場合

上記①同様にやはり在庫証明は発行できませんが、文書としては次のようになろうかと思えます。「当社冷蔵倉庫・事務所が全半壊した為、貴社商品をお預かりしていたことを証明することができませんので在庫証明を発行することができません。」

(2) 被災したが、保管商品、管理システム、帳票類が残っている場合

基本的に荷主からの要求があれば、未だ被害の程度が確定していない場合でも、その後出庫していないことが明らかな場合は、被災直前の記録に基づき月末の「在庫証明」を発行できます。ただし、表紙等に「3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震により、当事業所は被災しており寄託貨物の被害状況について現在確認できておりません。本在庫証明は被災直前の記録に基づくものです。」等の但し書き、注書きを入れることをお勧めします。また 3 月 11 日以降も記録により入出庫履歴が確認できれば荷主の希望する日付で在庫証明を発行することも可能です。

- ・ 基本的な考え方は、被災しダメージのある貨物も数量としては正常貨物と同様に扱う。
- ・ 被災した以降も倉庫設備そのものが流出していない限り正常在庫として扱う。
- ・ 但し書きを付けた在庫証明になる。
- ・ 倉庫整理後在庫証明に含まれている不足商品・ダメージ品の数量確定をし、荷主との事後処理協議に入る。

(3) その他

震災当日に名変があった在庫については冷蔵倉庫としての処理記録どおりに関係荷主毎の保管数量を判断してください。なお、損害状況につき荷主が現物を確認したいと申し出た場合は、庫内温度保持上問題がなく、安全上可能であれば現状確認のみ可だろろうと思います。ただし、荷主による在庫数量確認や検品等は不可とすべきでしょう。被災貨物の整理は倉庫側の判断を基準に行い、庫内温度保持、安全、復旧作業最優先である旨伝え、「後日落ち着いたらお知らせします」といった対応がよろしいかと思ひます。

被災貨物の整理に関係荷主の立会は混乱のもとですので、これを求める必要は無いと思ひます。

2. 保管料について

保管料は在庫に対して発生するものです。まして地震津波による損害については冷蔵倉庫は「免責」ですので、基本的には3月末で被害が確定していなければ被災直前の在庫に対する保管料がそのまま発生することになります。ですから前述の在庫証明に準じて保管料も計算し、請求するのが基本です。**請求の後に各荷主と個別対応する方が良い**と思ひます。

3. 被災貨物の処理について

被災した事業所の皆様の中にはすでに復旧に向けた作業を進めているところも多数あろうかと存じます。被害貨物の整理はあくまで倉庫側の判断で行うのが基本ですが、状況に応じて下記対応が考えられます。

① 全損貨物（冷蔵倉庫で全損とみなすもの含む）

荷主別の選別ができない場合を含め廃棄します。ただし廃棄する前に対象荷主に対しては連絡が必要かと思ひます。

② 全損以外（ダメージが比較的小さいもの）

荷主別に選別し別保管します。その後荷主立会い検品し処理を決めます。

③ 全損でないケースで荷主別の選別ができない場合はやはり別保管とし、関係荷主の立会い検品の後は荷主間での協議になろうかと思ひます。

④ また、同一貨物が名変などにより混合保管状態となっていて貨物の荷主別選別ができないケースも③と同様のやり方になろうかと思ひますが、**損害割合は公平原則**で報告するのが基本かと思ひます。

4. 倉庫業法上の手続き

① 事故届出

② 倉庫の用途廃止届出

国土交通省から今回の東日本大震災に伴う倉庫業法上の手続きに関する対応について連絡がきております。これについては別途ご連絡します。

ご不明の点、ご質問、その他お問い合わせなどございましたら日本冷蔵倉庫協会業務部までお気軽にご連絡ください。

以上